

軽度者の福祉用具貸与の手続きについてのフロー図

要支援1・2または、要介護1の認定を受けている。
(自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸収する機能のものを除く)については、要介護2・3を含む)

はい

必要な貸与品目について、表(利用者等告示第31号のイ)の「厚生労働大臣が定める者のイ」に該当する基本調査の結果(以下「福祉用具を必要とする状態」という)が、直近の認定調査結果と一致する。

例:「特殊寝台」の場合、基本調査1-4「起き上がり」ができない又は、1-3「寝返り」ができないになっている。

いいえ 要介護2～5の方

確認書の提出は不要です。
サービス担当者会議等で必要性について検討し、レンタルを開始する。

自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸収する機能のものを除く)については、要介護4・5

いいえ

必要な貸与品目が車いす・車いす付属品・移動用リフトである。
表(利用者等告示第31号のイ)において・車いすの(二)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」・移動用リフトの(三)「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」に該当する。

はい

確認書の提出は不要です。
サービス担当者会議等で必要性について検討し、レンタルを開始する。

以外の貸与品目
いいえ

区に「軽度者に対する福祉用具貸与に係る確認依頼書兼確認書」の提出が必要です。

はい

確認書の提出は不要です。
サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによりケアマネジャーが必要性を判断する。



確認書の「医師の確認等」の欄は、医学的に下記()～() (老企36号等に示されている項目)のどれにあたるかを明確に記載する。

- () 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に「福祉用具を必要とする状態」に該当する者(例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)
- () 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに「福祉用具を必要とする状態」に該当するに至ることが確実に見込まれる者(例 がん末期の急速な状態悪化)
- () 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から「福祉用具を必要とする状態」に該当すると判断できる者(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

()内の状態はあくまでも例示であり、それ以外の状態であっても、()～()に当てはまると判断される場合もある。

上記3つの該当状態区分のどれかに当てはまる。
(医師の医学的所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより判断されている)

はい

確認書に必要書類を添付し提出する。区で内容審査の結果必要と判断された場合、確認書の写しがケアマネジャーに送付され、介護保険でのレンタルが可能となる

いいえ

介護保険でのレンタルは不可